

「対日直接投資促進戦略」(2021年6月2日対日直接投資推進会議決定)の進捗状況(2021年度末時点)

項目	2021年度の取組	2022年度以降実施予定の取組	担当省庁
1. デジタル・グリーンの新市場の創造とイノベーション・エコシステムの構築			
<p>&lt;国際的なイノベーション・エコシステム拠点都市の形成&gt;</p> <p>(1) 地域のトップ大学を軸に、国際的にも開放された国際イノベーション・エコシステム都市を形成し、外国スタートアップ、海外人材(教員・研究者、起業家等)や投資家の集積を一体的・統合的に促進する。</p> <p>《2025年度までに8都市目標》</p> <p>・「スタートアップ・エコシステム拠点都市」の中から次に掲げる施策を総合的に活用して、我が国のスタートアップ、大学発ベンチャーの間で、相互作用とイノベーションが不断に生まれる国際的なスタートアップ・エコシステム拠点都市を形成し、外国スタートアップ、海外人材(教員・研究者、起業家等)、投資家の集積を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 都市や大学を巻き込み、起業家育成やアクセラレータ機能を抜本的に強化するスタートアップ・エコシステム拠点の形</li> </ul>	<p>○ 2020年度にグローバル拠点都市4拠点、推進拠点都市4拠点を選定し、当該拠点都市を中核に地域の大学と行政、起業家等のネットワーク形成を促進。2021年度は、当該拠点都市において、スタートアップの世界市場への展開支援、海外大企業や海外ベンチャー・キャピタル(VC)等からの投資の呼び込みを支援する「対日投資促進アクセラレーションプログラム」(令和2年度補正予算1,000百万円)を実施し、109社のスタートアップに対して、6つの分野別コースを設けて拠点都市にあるスタートア</p>	<p>○ 「対日投資促進アクセラレーションプログラム」を引き続き実施するため、令和3年度補正予算において、1,500百万円を計上。本予算を活用し、スタートアップ・エコシステム拠点都市のスタートアップ等に対して、世界トップレベルアクセラレーターや世界の中核大学等との連携によるアクセラレーションプログラムを実施するとともに、海外拠点都市との連携や国際比較等を通じて拠点都市の機能強化を図る予定。</p>	<p>内閣府 経済産業省 文部科学省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- スタートアップの世界市場への展開支援、海外大企業や海外ベンチャー・キャピタル(VC)等からの投資の呼び込みを支援する「対日投資促進アクセラレーションプログラム」</li> <li>- 世界レベルの研究基盤を構築するための大学ファンド(10兆円規模/2021年度中の運用開始を目指す)</li> <li>- スタートアップ企業の育成支援プログラム(J-Startup)</li> <li>- スタートアップ企業に必要な環境が整っているインキュベーション施設</li> </ul>	<p>ップの海外グローバル市場参入や海外投資家・企業からの投資の呼び込みに係る事業戦略策定、国際的な専門家とのマッチング等を実施。</p> <p>&lt;参考&gt; <a href="https://www.jetro.go.jp/services/startup_city.html">https://www.jetro.go.jp/services/startup_city.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2022年3月、大学ファンドの運用を開始。</li> <li>○ J-Startup 企業を新たに50社選定。また、北海道、関西、東北、中部、新潟、九州で実施しているJ-Startup 地域展開を通じ、地方公共団体と連携して有望スタートアップ企業を重点的に支援。</li> <li>○ 外国語対応可能な各種サービスプロバイダーに関する情報提供の一環として、2021年12月にJETROのInvesting in Japan ウェブサイト内に「Experts Finder」を開設(旧データベースを改訂)。同プラットフォーム内でOB人材を含むエグゼクティブサーチや人材採用関連企業、スタートアップ企業に必要な環境が整っているテナポリリーオフィスやインキュ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2024年度の助成開始に向けて、2022年度に大学ファンドの支援対象となる大学を公募する。</li> <li>○ J-Startup 企業の成長ステージに対応した効果的な支援が行えるよう、プログラムの更なる強化を図る。また、J-Startup 地域展開について、スタートアップ・エコシステム拠点形成事業における様々な取組と連動し、相互補完的に各地域のエコシステム強化に取り組む。</li> <li>○ 「Experts Finder」をプラットフォームとし、OB人材等に強みを有する企業・機関・団体やインキュベーション施設等に登録を促すことで、更なる情報の充実化を図る。また、外国企業・外資系企業からのニーズの把握に努め、スタートアップ企業に必要な環境が整っているインキュベーション施設利用に関する支援策も検討する。</li> </ul>	

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>・日本企業とスタートアップなど外国企業の協業やM &amp; Aを促進するためのプラットフォームである「Japan Innovation Bridge(J-Bridge)」の海外拠点を拡充し、カーボンニュートラル、モビリティなどの重点分野について、日本企業に対し、外国企業・スタートアップの紹介、商談設定、実証支</p>	<p>バージョン施設関連企業の情報提供を改善。          &lt;参考&gt; <a href="https://www.jetro.go.jp/en/invest/setting_up/directory/">https://www.jetro.go.jp/en/invest/setting_up/directory/</a></p> <p>○ 「大学発新産業創出プログラム(START)」(令和3年度予算額1,993百万円、令和3年度補正予算額2,547百万円)の一環として、スタートアップ・エコシステム拠点都市において自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育とギャップファンド及び起業支援体制構築等に向け令和3年11月に3拠点を採択し、支援を開始。</p> <p>○ 「中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業」(令和2年度第3次補正予算3,290百万円の内数)及び「独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金」(令和3年度当初予算25,290百万円の内数)の一環として、J-Bridge事業を実施。デジタル・カーボンニュートラル等重点6分野を対象に、ASEAN、インド、</p>	<p>○ 「大学発新産業創出プログラム(START)」(令和4年度予算額2,050百万円)の一環として、スタートアップ・エコシステム拠点都市において、自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育とギャップファンド及び起業支援体制構築等に向けた支援を引き続き実施するとともに、令和4年度5月に4拠点程度新規採択予定。加えて、小中高校段階へのすそ野拡大のため、学校内外のアントレプレナーシップ醸成に向けた活動を大学・自治体・企業等が支える取組を支援予定。</p> <p>○ 「独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金」(令和4年度予算額25,500百万円の内数)において、J-Bridge事業を強化。具体的には、対象地域に新たにアフリカを加え、引き続きウェブセミナー、ピッチイベント等を通じてマッチング機会を提供するとともに、ビジネス戦略策定支援や土業専門家による</p>	

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>援等を行う。</p>	<p>イスラエル、欧州、米国、オーストラリアのスタートアップ等海外企業と日本企業との協業等を支援。スタートアップ・エコシステム拠点都市の形成を目指す 8 都市に本社を置く日本企業 405 社（スタートアップ含む）が J-Bridge に参加（2022 年 3 月時点）。日系企業全体では 662 社が J-Bridge に参加。会員企業の個別ニーズに応じた海外企業発掘、面談設定、リバーシピッチ等のマッチング支援、ビジネス戦略策定支援や土業専門家による法務相談等ハンズオン支援等を行い、協業等に向けた 92 件の案件を支援。また、ウェブセミナー、ピッチイベント等のオンラインイベントを 99 回開催し、1 万 7,000 名以上が参加。（2022 年 3 月末時点）</p> <p>○ 「アジア DX 等新規事業創造支援事業」（令和元年度補正予算 1,400 百万円の内数、令和 2 年度第 3 次補正予算 660 百万円の内数）の一環として、ASEAN、インドにおいて、日系企業と新興国企業等とが連携し、デジタル技術を活用してアジアの社会課題を解決するサービスや商品を開発する取組を促進する実証事業を計 48 件支援。</p>	<p>法務相談等ハンズオン支援等を行う。また、数か国において現地規制制度等の情報収集を行い、日本企業へのタイムリーな情報提供を行うことにより、企業の戦略的な現地ビジネス活動の支援を行う。</p> <p>○ 「インド太平洋地域における DX 等を通じた社会課題解決型のビジネス共創促進事」（令和 3 年度補正予算 1,364 百万円の内数）の一環として、ASEAN、南西アジアにおいて、デジタル等イノベティブな手段による社会課題解決を通じた、当地の持続可能な成長に取り組む実証事業を支援予定。</p>	

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>・その他、スタートアップの創出・成長発展や人材育成、産学連携の下での研究開発に資する取組を進める。</p>	<p>○ 「大学発新産業創出プログラム (START)」(令和3年度予算額 1,993 百万円)の一環として、成長性のある大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、民間の事業化ノウハウを活用しつつ、ポテンシャルの高い大学等の革新的技術の研究開発支援と事業化の一体的な実施に向け、計 13 課題を採択。</p> <p>○ 「次世代アントレプレナー育成事業 (EDGE-NEXT)」(令和3年度予算額 383 百万円)において、我が国のアントレプレナーシップ醸成を促進し、ベンチャー創出力強化に資するため、複数の大学が連携した5つのコンソーシアムに対して、アントレプレナー育成のための実践プログラムの開発やそのために必要なネットワーク構築・体制整備等を支援。</p>	<p>○ 「大学発新産業創出プログラム (START)」(令和4年度予算額 2,050 百万円)の一環として、成長性のある大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、民間の事業化ノウハウを活用しつつ、ポテンシャルの高い大学等の革新的技術の研究開発支援と事業化に向けた支援を引き続き実施するとともに、令和4年度に 14 課題程度新規採択予定。</p> <p>○ 「全国アントレプレナーシップ醸成促進事業」(令和4年度予算額 88 百万円)において、全国及び海外で実施されているアントレプレナーシップ教育について、実施状況とその効果を調査し、収集した効果的なアントレプレナーシップ教育の事例や実施方法を全国の大学に展開予定。</p>	
<p>&lt;2050 年カーボンニュートラル実現に向けたオープンで革新的なグリーン新市場の創造&gt; (2)2050 年カーボンニュートラル実現に向け、グリーンイノベーション基金の活用によりオープンな研究開発体制を構築し、国内経済への波及効果が期待される場合に</p>			経済産業省

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>は、海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証等も実施可能なプロジェクトを推進する。《2021 年 4 月以降に公募開始》</p> <p>・電化と電力のグリーン化(次世代蓄電池技術等)、水素社会の実現(熱・電力分野等を脱炭素化するための水素大量供給・利用技術等)、CO<sub>2</sub>固定・再利用(CO<sub>2</sub>を素材の原料や燃料等として活かすカーボンリサイクルなど)等の重点分野について、2兆円の基金により、具体的な目標年限とターゲットへのコミットメントを示す企業の野心的な研究開発を、今後 10 年間、継続して支援することで、電力、製鉄・化学などのものづくり、自動車など運輸部門等各分野において革新的技術の早期確立・社会実装を図っていく。その中で、国内経済への波及効果が期待される場合には、外資系企業との連携や海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証等も実施可能なプロジェクトを推進する。</p> <p>・J-Bridge を活用して、洋上風力などカーボ</p>	<p>○ 「グリーンイノベーション基金」(令和 2 年度第 3 次補正予算 2 兆円)において、産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会での審議を経て策定した基本方針に基づき、想定プロジェクトを選定。その上で、令和 3 年 4 月より、同部会の下に設置した分野別ワーキンググループにおいて各プロジェクトの内容等について審議を行い、水素、燃料アンモニア、カーボンリサイクル等のプロジェクトを組成。これらのプロジェクトについて、NEDO において実施者の公募を行い、順次事業を開始。なお、「再エネ等由来の電力を活用した水電解による水素製造プロジェクト」においては、実施者として外資系企業を含め採択。</p> <p>○ J-Bridge において、2021 年 5 月に欧州ローン</p>	<p>○ 実施中のプロジェクトについて、分野別ワーキンググループや NEDO において定期的にモニタリングを行うとともに、既存プロジェクトの加速・拡充や新規プロジェクトの組成等についても進めていく。</p> <p>○ 引き続き J-Bridge において、カーボンニュ</p>	

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>ンニュートラル分野において強みを持つ欧州・米国企業と日本企業との協業等を進める。その際、地方自治体との連携を図る。また、ASEAN等において急速に進む新市場創出等の機会を捉え、脱炭素化に関連した技術力を持つ日本企業と現地企業との協業を促進するなど、協力を進める。</p> <p>・今後のデジタル需要・データ通信量の急増に対応するため、高性能・低消費電力のデータセンターについて、国内における分散立地を図る。また、我が国の経済社会のデジタル化を支える先端半導体やその製造技術の研究・開発拠点の国内投資を促進し、国内における製造基盤の確保を含めたレジリエントなサプライチェーンを確立するべく、経済安全保障の観点も含め戦略的に検討を進める。</p>	<p>チイベント「カーボンニュートラル・洋上風力発電セミナー」、9月に米国ローンチイベント「カーボンニュートラル・水素セミナー」を開催し、計2,000名以上が参加。日欧、日米の協業等を推進する機運を醸成。また、J-Bridge 会員日本企業の個別ニーズに応じた海外企業発掘、面談設定等の支援を通じて、カーボンニュートラル等グリーン分野における欧州・米国企業や ASEAN 企業と日本企業との協業等に向けた案件を複数支援。</p> <p>○ 2021 年 10 月から 12 月にかけて「デジタルインフラ(DC等)整備に関する有識者会合」(座長：慶應義塾大学村井純教授)を開催し、今後のデジタル需要・データ通信量の急増に対応するために、データセンターの国内における分散立地のあり方について議論。2022 年 1 月に中間とりまとめを公表。 &lt;参考&gt;<a href="https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/digital_infrastructure.html">https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/digital_infrastructure.html</a></p> <p>○ 6 月公表の「半導体・デジタル産業戦略」(<a href="https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210">https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210</a></p>	<p>ートラル分野でのピッチイベントや会員企業の個別ニーズに応じた海外企業発掘、面談設定等を実施し、協業等の支援に取り組む。</p> <p>○ 「データセンターの地方拠点整備事業」(令和3年度補正予算額 71.0 億円、令和4年度以降4年間で総額455 億円を国庫債務負担行為により支出)の公募を実施予定。地方へ大規模なデータセンター進出を図る事業者の複数件の採択を目指す。</p> <p>○ 「半導体・デジタル産業戦略」取りまとめ以降も、引き続き「半導体・デジタル産業戦略</p>	

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	<p>604008/20210604008.html )にて、半導体産業の今後の政策の方向性をとりまとめた。</p> <p>○ 半導体産業の基盤を早急に強化するための「半導体産業基盤緊急強化パッケージ」を提示。令和3年度補正予算にて「先端半導体の国内生産拠点の確保(令和3年度補正予算 6,170 億円)」を計上し、NEDO に基金を造成するとともに、「サプライチェーン上不可欠性の高い半導体の生産設備の脱炭素化・刷新事業(令和3年度補正予算 470 億円)」を計上、公益性が高い半導体を安定的に供給するための製造設備を入替・増設する事業者に対する補助事業として、一次公募・二次公募にて 30 件採択。</p>	<p>検討会議」を開催し、各時点での戦略の進捗状況を共有し、さらなる発展について検討を続ける。</p> <p>○ 「先端半導体の国内生産拠点の確保」(令和3年度補正予算 6,170 億円)において、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づいて認定を受けた先端半導体の生産施設整備及び生産に関する計画について、NEDO に設置した基金から必要な資金の助成等を行う。</p> <p>○ 「サプライチェーン上不可欠性の高い半導体の生産設備の脱炭素化・刷新事業」(令和3年度補正予算 470 億円)を適切に執行し、半導体サプライチェーンの強靱化の実現を目指す。</p>	
<p>&lt;経済安全保障の観点も踏まえたデジタル分野等における国内投資環境の更なる整備&gt;</p> <p>(3) サプライチェーンの強靱化支援や、ポスト 5 G や半導体の技術革新に向けた基金、デジタル・トランスフォーメーション投資促進税制等の措置が進められているところ、経済安全保障の観点も踏まえつつ、外資系企業による実証や市場化調査、</p>			<p>経済産業省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>製造設備への新規投資などを支援することなども含め、投資環境の整備を更に進める。</p> <p>・感染症の影響により、我が国のサプライチェーンについて、海外における生産拠点の集中度が高い製品等の供給途絶など、その脆弱性が顕在化したことを踏まえ、我が国のサプライチェーンの現状の分析を行いつつ、サプライチェーンの強靱化支援を行う。</p> <p>・ポスト5Gや半導体の技術革新に向けた基金を活用し、ポスト5G情報通信システムや先端半導体の技術開発に引き続き取り組む。</p>	<p>○ サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金については、これまで令和2年度第1次補正予算、予備費、第3次補正予算により合計5,168億円を措置。</p> <p>○ 2021年度には2次公募を実施し、海外における生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材や、感染症への対応や医療提供体制の確保のために必要不可欠な物資について、民間企業が国内の生産拠点等を整備する事業151件を採択。</p> <p>○ ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業については、これまで外資系企業を含む57件・事業費1,750億円について採択し、ポスト5G情報通信システムや、同システムで用いられる半導体等の関連技術、先端的なロジック半導体の製造技術等の研究開発を推進。</p> <p>○ ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開</p>	<p>○ これまで採択した事業については、当該事業が着実に実施され、サプライチェーン強靱化につながるよう執行管理を実施。</p> <p>○ サプライチェーンや新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえて対象物資の一部見直しを行った上で、2022年3月1日から5月6日まで3次公募を実施。</p> <p>○ ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業においては、引き続き、ポスト5G情報通信システムや、同システムで用いられる半導体等の関連技術、先端的なロジック半導体の製造技術等の開発を行う。</p>	

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>・我が国にとって戦略的な重要性を持つ最先端半導体などの分野において、海外企業とも連携しつつ、国内における製造基盤の確保を含めた強靱かつ持続的なサプライチェーンを構築する。</p>	<p>発事業については、令和3年度補正予算で約1,100億円を積み増した。</p> <p>○ 6月公表の「半導体・デジタル産業戦略」(<a href="https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210604008/20210604008.html">https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210604008/20210604008.html</a>)にて、半導体産業の今後の政策の方向性をとりまとめ。</p> <p>○ 半導体産業の基盤を早急に強化するための「半導体産業基盤緊急強化パッケージ」を提示。令和3年度補正予算にて「先端半導体の国内生産拠点の確保(令和3年度補正予算6,170億円)」を計上し、NEDOに基金を造成するとともに、「サプライチェーン上不可欠性の高い半導体の生産設備の脱炭素化・刷新事業(令和3年度補正予算470億円)」を計上、公益性が高い半導体を安定的に供給するための製造設備を入替・増設する事業者に対する補助事業として、一次公募・二次公募にて30件採択。</p> <p>○ 高性能な半導体の生産施設整備等への投資判断を後押しし、国内における安定的な生産の確保に資するための「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する</p>	<p>○ 「半導体・デジタル産業戦略」取りまとめ以降も、引き続き「半導体・デジタル産業戦略検討会議」を開催し、各時点での戦略の進捗状況を共有し、さらなる発展について検討を続ける。</p> <p>○ 「先端半導体の国内生産拠点の確保」において、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づいて認定を受けた先端半導体の生産施設整備及び生産に関する計画について、NEDOに設置した基金から必要な資金の助成等を行う。</p> <p>○ 「サプライチェーン上不可欠性の高い半導体の生産設備の脱炭素化・刷新事業」(令和3年度補正予算470億円)を適切に執行し、半導体サプライチェーンの強靱化の実現を目指す。</p>	

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>・経済のデジタル化を加速するため、2021 年度より、デジタル・トランスフォーメーション(DX)の実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資や、クラウドを通じたサービスを提供するソフトウェア等に係る研究開発投資を促進する税制措置を講ずる。</p> <p>・こうした取組が進められているところ、更に魅力的な投資・研究開発・企業連携環境を整備する。</p>	<p>法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案」が 2021 年 12 月に成立し、2022 年 3 月に施行した。</p> <p>○ デジタル・トランスフォーメーション(DX)の実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資を促進するため、産業競争力強化法を改正(2021 年 8 月 2 日施行)し、DX 投資促進税制を創設。同税制の利用の前提となる事業適応計画について、2022 年 3 月 31 日時点で、計 20 件認定済み。</p> <p>&lt;参考&gt; <a href="https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/nintei_dx.html">https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/nintei_dx.html</a></p> <p>○ HPを通じて、2021 年度税制改正大綱(2020 年 12 月 21 日閣議決定)における、試験研究費の特例措置、税額控除額上限、クラウド提供型のソフトウェアに関する改正内容の周知を実施。</p>	<p>○ DX投資促進税制について、より多くの事業者を活用していただくため、適切に執行していく。</p> <p>○ 引き続き改正内容の周知・広報によって制度の適用を促すとともに、改正の効果を検証。</p>	
<p>&lt;世界への情報発信&gt;</p> <p>(4)2021 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて開催し、外国企業トップも参加する Japan Business Confer</p>			<p>経済産業省 外務省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>ence や、世界最大級のテクノロジーカンファレンスである Web Summit Tokyo といった機会を捉え、我が国の開かれたビジネス環境や技術の強み、市場の将来性等の魅力について世界に発信するなど、継続的な対外発信と周知を行う。《2021 年度から実施》</p> <p>・英国は、ロンドン五輪の機会を捉え、対英直接投資、英国企業の海外展開を促す PR イベント (The British Business Embassy) を開催した。こうした取組も参考に、我が国においても、2021 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に合わせ、外国企業トップや我が国の関係閣僚等が参加する Japan Business Conference をリアル又はオンラインで開催し、我が国の開かれたビジネス環境や「2050 年カーボンニュートラル」への取組等を積極的に世界に発信する。</p>	<p>○ 日本の投資環境の魅力やネットゼロ実現に向けた取組を発信するオンラインイベント「Japan Business Conference」を 2021 年 7 月 28 日から 9 月 10 日にかけて開催。メインプログラムでは、内閣総理大臣、経済産業大臣、経団連会長によるメッセージの発信に加え、3 つのパネルディスカッションセッションにおいて、多様な地域・事業分野の第一線で活躍するグローバルリーダーを世界各国から招き、議論を実施。地域・産業の違いを踏まえた先進的な取組や今後の展望、国際的な連携の必要性等について認識を共有。バーチャル会場では、優れた技術やサービスを有する 54 の日本企業や自治体が PR ブースを出展し、日本のビジネス環境等に係る魅力を発信。</p> <p>参加登録者数：約 3,900 人(国内約 2,400 人</p>	<p>○ 対応済み</p>	

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>・自国の有望なスタートアップ企業を国際的に宣伝し、投資の呼び込み等につなげていく場である世界最大級のテクノロジーカンファレンス「Web Summit」を 2022 年から東京で開催する。</p> <p>・重点分野の大規模投資など特に重要な投資案件については、自治体首長の要請に応じて、トップセールスを行う。あわせて、大臣等のビデオメッセージを作成し、誘致活動に活用する。</p>	<p>海外約 1,500 人) 報道実績：4,511 件（国内 34 件、海外 4,477 件）</p> <p>○ コロナ禍を受けての状況変化に鑑み、主催者と調整の結果、2022 年 9 月に予定されていた Web Summit Tokyo の開催を中止。一方で、グローバル連携の促進は重要であることから、今後、我が国のスタートアップ・エコシステムの魅力を世界へ発信するとともに、グローバル企業・投資家等とマッチングを図り、エコシステムの更なる強化につなげていくためのグローバルイベントを開催すべく、所要の検討を実施。 &lt;参考&gt; <a href="https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211216001/20211216001.html">https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211216001/20211216001.html</a></p> <p>○ 2021 年 7 月 28 日に開始した「Japan Business Conference」のメインプログラムにおいて、グリーンイノベーション、サステナブルファイナンス、新興国のトランジションをテーマにパネルディスカッションを実施。内閣総理大臣、経済産業大臣、経団連会長によるメッセージを</p>	<p>○ 我が国のスタートアップ・エコシステムの魅力を世界へ発信するとともに、グローバル企業・投資家等とマッチングを図り、エコシステムの更なる強化につなげていくため、グローバルイベントを日本で開催する予定。</p> <p>○ 今後も引き続き、重点分野の大規模投資など特に重要な投資案件については、自治体首長の要請に応じて、トップセールスを行う。</p>	

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>・在外公館で運用を行っている対日直接投資推進窓口を活用した広報・情報発信等を強化する。</p>	<p>発信。</p> <p>○ 外国企業やビジネス団体からの個別相談対応や日本の地方自治体とのビジネスマッチング、天皇誕生日レセプションや対日直接投資セミナー、各種イベントでの対日直接投資を呼びかけるなど、各公館の対日直接投資推進担当窓口を通じた様々な活動を実施。海外金融事業者等の誘致に向けて、金融庁とも連携しつつ、各公館で現地金融事業者等に対して誘致プロモーションを実施。</p> <p>○ 在京大使館、外資系企業、日本企業、在日経済・産業団体、地方自治体等を対象に外務省主催（共催：経産省、協力：内閣府、ジェトロ）「グローバル・ビジネス・セミナー グリーンエネルギー最前線 ～革新的環境イノベーションとしての洋上風力、水素と地方創生～」を開催（2022年3月25日）。</p>	<p>○ 引き続き、現地における対日直接投資に関する情報を、JETRO とも連携しつつ収集・集約するとともに、対日直接投資の促進に資する活動の支援を行う。</p> <p>○ 各種イベントの場において対日直接投資推進担当窓口の取組や実績等を積極的に発信するとともに、各公館や外務省 HP の情報のタイムリーな更新等を通じて、対外広報・情報発信を更に強化し、対日直接投資の促進に貢献する。</p> <p>○ 日本国内において、対日直接投資に関するグローバル・ビジネス・セミナーを2022年度以降も開催予定。</p>	
<p>2. グローバルな環境変化に対応したビジネス環境整備の加速</p>			
<p>&lt;国際金融都市の実現&gt; (1) 高度外国人材受入れ環境の整備を引き続き進めるとともに、海外と比肩しうる魅</p>			<p>金融庁 法務省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>力ある金融資本市場への改革と海外事業者を呼び込む環境構築を戦略的に進め、世界に開かれた国際金融都市を実現する。《2021 年度から実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好な治安と生活環境、1,900 兆円の個人金融資産といった我が国の強みを活かし、資産運用業を中心とする金融業を突破口として、ビジネスを行う場としても魅力的な国を目指す。</li> <li>・ 海外事業者や高度金融人材が、日本に参入し、業務を遂行しやすくするための税制措置(法人税、相続税、所得税)について、更なる周知・普及に努める。</li> <li>・ 主として海外のプロ投資家を顧客とするファンドの投資運用業者が簡素な手続(届出)により参入できる制度等を創設する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 良好な治安と生活環境、2,000兆円の個人金融資産といった我が国の強みを活かし、資産運用業を中心とする金融業を突破口として、ビジネスを行う場としても魅力的な国を目指し、下記のとおり税制、参入手続き、在留資格等について措置。</li> <li>○ 海外事業者や高度金融人材が、日本に参入し、業務を遂行しやすくするための税制措置(法人税、相続税、所得税)について、海外金融事業者向けのウェビナー等の機会を利用し、積極的な周知・普及に努めた(2020年7月以降、約40回開催、延べ約4,400名参加)。</li> <li>○ 主として海外のプロ投資家(外国法人や一定の資産を有する外国居住の個人)を顧客とするファンドの投資運用業者(海外投資家</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 良好な治安と生活環境、2,000 兆円の個人金融資産といった我が国の強みを活かし、資産運用業を中心とする金融業を突破口として、ビジネスを行う場としても魅力的な国を目指し、下記のとおり税制、参入手続き、在留資格等について講じた措置の積極的な周知・普及に努めていく。</li> <li>○ 海外事業者や高度金融人材が、日本に参入し、業務を遂行しやすくするための税制措置(法人税、相続税、所得税)について、海外金融事業者向けのウェビナー等の機会を利用し、積極的な周知・普及に努めていく。</li> <li>○ 主として海外のプロ投資家を顧客とするファンドの投資運用業者が簡素な手続(届出)により参入できる制度等について、海外金融</li> </ul>	

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>・在留資格について、「短期滞在」で入国後、出国することなくビジネスを開始できるよう、在留資格付与の特例を実施するなど、利便性向上を図る。</p>	<p>等特例業務) 海外において当局による許認可等を受け、海外の顧客資金の運用実績がある投資運用業者（海外の資金のみ運用）（移行期間特例業務）について、簡素な手続（届出）による参入制度を創設（ は5年の時限措置）（2021年11月施行）。</p> <p>&lt;参考&gt; <a href="https://www.fsa.go.jp/policy/markentry/guidebook/04.html">https://www.fsa.go.jp/policy/markentry/guidebook/04.html</a></p> <p>○ 2021年7月、「短期滞在」で在留中に投資運用業等の登録を受けた場合等について、「短期滞在」の在留資格から直接「高度専門職」、「経営・管理」等への変更を可能とした。そのほか、関係省令及び告示を改正し、高度人材ポイント制における優遇措置の拡充として、金融人材に対する特別加算に係る基準の追加、家事使用人の雇用要件の緩和等。</p> <p>&lt;参考&gt; <a href="https://www.fsa.go.jp/international/financialcenter/visa/index.html">https://www.fsa.go.jp/international/financialcenter/visa/index.html</a> <a href="https://www.moj.go.jp/isa/content/001353340.pdf">https://www.moj.go.jp/isa/content/001353340.pdf</a></p>	<p>事業者向けのウェビナー等の機会を利用し、積極的な周知・普及に努めていく。</p> <p>○ 引き続き、「短期滞在」の在留資格から直接「高度専門職」、「経営・管理」等への変更を可能とする措置を実施し、利便性向上を図る。</p>	
<p>&lt;コーポレートガバナンス改革の推進&gt;</p>			<p>金融庁</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>( 2 ) ダイバーシティ促進等に資するコーポレートガバナンス改革を推進する《2021 年 6 月に改訂予定》</p> <p>・プライム市場上場企業の独立社外取締役の 3 分の 1 への拡大や、企業の中核人材における多様性の確保 ( 女性・外国人・中途採用者の登用等 ) についての考え方と自主的かつ測定可能な目標の設定も含め、コーポレートガバナンス・コードを改訂する。</p>	<p>○ 2021 年 6 月、プライム市場上場企業の独立社外取締役の 3 分の 1 への拡大や、管理職における多様性の確保 ( 女性・外国人・中途採用者の登用等 ) についての考え方と自主的かつ測定可能な目標の設定を含む、コーポレートガバナンス・コードの改訂を行った ( コーポレートガバナンスの推進に係る事業費 令和 3 年度予算額 13,224 千円 )。</p>	<p>○ 2021 年 6 月のコーポレートガバナンス・コード等の改訂を踏まえ、取締役会の機能発揮、企業の中核人材における多様性の確保等の取組を促す。</p>	
<p>&lt; グローバルに活躍する人材の確保・育成 &gt;</p> <p>( 3 ) 全国 2 万校の全ての小学校において外国語指導助手 ( A L T : Assistant Language Teacher ) や英語が堪能な人材等を配置する。《2022 年度までに全小学校に配置》</p> <p>・新学習指導要領の目標では、言語活動を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成することが示されており、小学校における外国語指導助手や英語の堪能な人材などの外部人材の配置が進められて</p>	<p>○ 2019 年度の全国の公立小学校において小学校 5・6 年生の外国語活動等を行った小学校 (19,176 校) のうち、ALT 等を活用し外国語活動等を行った学校の割合は 98.7%。( 2019 年度英語教育実施状況調査より ) なお、本調査は毎年度行</p>	<p>○ 引き続き、教育委員会等に対し JET-ALT 等の活用の更なる促進を図り、ALT 等の配置状況について調査を行う。</p>	文部科学省

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>いる。小学校の外国語教育の環境整備を一層進め、グローバルに活躍できる人材を育成するため、全小学校(約2万校)にALTや英語の堪能な外部人材を配置する。</p>	<p>うものであるが、新型コロナウイルス感染症対策による学校の負担軽減の観点から2020年度調査を中止したため、2019年度の数値が最新である。2021年度は現在調査中。</p>		
<p>(4)2025年度末までに、日本の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生(国内進学者を除く)のうち我が国での国内就職者の割合50%を目指す。《2025年度末までに外国人留学生のうち我が国での国内就職者の割合を50%》</p> <p>(略)</p> <p>・こうした課題に対応するため、以下の取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- JETROの「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」に掲載されている外国人留学生を含む高度外国人材の採用に関心を有する企業リスト(高度外国人材関心企業情報)を経済団体の協力を得て拡充する。</li> <li>- 外資系企業を含む日本企業の採用ニーズがデジタル人材、エンジニア人材に強い実態も踏まえながら、我が国の企業二</li> </ul>	<p>○ 大学における特別プログラム策定に資するため、15拠点に対し、財政的支援を行った。なお、当該事業における2021年度予算額は、372百万円。《2020年度の実績は39.9%》</p> <p>○ 大学が企業等と連携し、留学生がビジネス日本語等を身に付けるための教育プログラムを策定し、これを文部科学省が「留学生就職促進教育プログラム」として認定する制度を開始し、9つのプログラムを認定。</p> <p>○ 日本人社員と外国籍社員の職場における効果的なコミュニケーションについて、双方向の学</p>	<p>○ 大学における特別プログラム策定に資するため、引き続き3拠点に対し財政的支援を行う。なお、当該事業における令和4年度予算額は、71百万円となっている。</p> <p>○ 引き続き、「留学生就職促進教育プログラム認定制度」の周知に努め、ビジネス日本語・キャリア教育・インターンシップを軸とした教育プログラムの普及促進を図る。</p> <p>○ 引き続き、セミナーなどを通じた、各ツールの周知や利活用を促進する取組を実施して</p>	<p>総務省 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>ーズに応じた優秀な留学生の受入れを促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 海外の優秀な人材の日本への就職支援を目的とした、日本企業による海外大学等での寄附講座開設支援の拡充を通じて、日本国内の企業が優秀な高度外国人材にコンタクトできるよう支援する。</li> <li>- 引き続き、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」に基づき、取組を進める。</li> </ul>	<p>びの機会を提供するため、動画教材や学び方の手引きを企業等に周知するとともに、自治体や企業の経営相談を行う各地域の支援機関等に対し、その活用を促進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2021 年 6 月に、経済団体連合会及び日本商工会議所へ、高度外国人材関心企業情報（OFP リスト）への掲載協力依頼を行う等、企業リストの拡充を図り、企業リストの登録数は日本語サイトで 241 社（2021 年 4 月時点）から 363 社（2022 年 3 月時点）、英語サイトで 186 社（2021 年 4 月時点）から 289 社（2022 年 3 月時点）に増加。</li> <li>○ 「高度外国人材活躍推進ポータルサイト "Open for Professionals"」を活用し、関係省庁・機関が実施するインターシップ受入れ事業やジョブフェア等について情報発信。 &lt;参考&gt; <a href="https://www.jetro.go.jp/hrportal">https://www.jetro.go.jp/hrportal</a></li> <li>○ 国内における留学生（JICA 研修員）を対象とした、日本企業とのネットワーキングフェアやインターンシップを実施（実績：ネットワーキングフェア 6 回、インターンシップ 86 名）。</li> <li>○ 令和 3 年 6 月、「外国人材の受入れ・共生のた</li> </ul>	<p>いく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、経済団体等への周知を通じて高度外国人材関心企業情報の拡充を行っていく。</li> <li>○ 引き続き、「高度外国人材活躍推進ポータルサイト "Open for Professionals"」を活用し、関係省庁・機関が実施するインターシップ受入れ事業やジョブフェア等について情報発信を行う。 &lt;参考&gt; <a href="https://www.jetro.go.jp/hrportal">https://www.jetro.go.jp/hrportal</a></li> <li>○ 国内における留学生（JICA 研修員）を対象とした、日本企業とのネットワーキングフェアやインターンシップを実施する。</li> <li>○ 引き続き、「外国人材の受入れ・共生のための</li> </ul>	

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	<p>めの総合的対応策」(以下「総合的対応策」という。)の改訂を行ったところ、総合的対応策(令和3年度改訂)に基づき、上記の施策について取組。</p> <p>○ 日本の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生の国内就職を促進するため、留学生と企業が接触する機会となるインターンシップや、日本での就労のために必要となる手続について、主に教育機関等の留学生受入担当者向け講演会等の際に周知。</p>	<p>総合的対応策(令和3年度改訂)に基づき、取組を進める。</p> <p>○ 引き続き、日本の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生の国内就職を促進するため、関係手続等について一層の周知を図る。</p>	
<p>(5)日本に進出する外資系企業が抱える人材確保の課題の解消を図るため、国内主要大学の留学生・グローバル人材と外資系企業との交流会を拡充し、開催する。外資系企業と連携した大学講座で、学生に対し外資系企業で働く具体的なイメージを伝える機会を拡大する。《2021年度に10大学での開催に拡大》</p> <p>・JETROによる、国内主要大学の留学生・グローバル人材と外資系企業との交流会を拡充する。あわせて、JETROと外資系企業が連携した大学講座で、日本人を含</p>	<p>○ 2021年11月、日本で活躍する外資系企業28社と国内14大学の学生との、初の合同オンライン交流会「Career Discovery」を開催。参加した外資系企業がそれぞれのブレイクアウト</p>	<p>○ 引き続き、日本に進出する外資系企業が抱える人材確保の課題の解消を図るため、国内主要大学の留学生・グローバル人材と外資系企業との交流会、外資系キャリアデザイン講座</p>	<p>経済産業省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>む学生に対し、外資系企業で働く具体的なイメージを伝える機会を拡大する。</p>	<p>ルームで 20 分間×6 回の交流セッションを行い、550 名超の日本人学生等が参加。</p> <p>&lt;参考&gt; <a href="https://www.jetro.go.jp/news/announcement/2022/11f873127cfe31df.html">https://www.jetro.go.jp/news/announcement/2022/11f873127cfe31df.html</a></p> <p>○ 2021 年 10 月から 2022 年 1 月にかけて、国内 5 大学において外資系キャリアデザイン講座を開催。JETRO 及び外資系企業を講師として、学生のキャリアプラン形成の一助に。</p>	<p>を開催する。</p>	
<p>(6) 中・高等学校で、英語による実践的なコミュニケーション能力向上のための学習到達目標を設定する。《2021 年度中に全中・高等学校》</p> <p>・生徒が英語で実践的なコミュニケーション能力を身に付けるよう、全ての中・高等学校で、「英語を使って何ができるようになるか」が分かる学習到達目標を設定する。</p>	<p>○ 2019 年度において、「英語を使って何ができるようになるか」が分かる「CAN-DO リスト」形式による学習到達目標を設定している全国の公立中学校の割合は 92.3% (前年度比+2.3%)、高等学校の割合は 96.0% (前年度比+1.0%) (2019 年度英語教育実施状況調査より)。なお、本調査は毎年度行うものであるが、新型コロナウイルス感染症対策による学校の負担軽減の観点から 2020 年度調査を中止したため、2019 年度の数値が最新である。2021 年度は現在調査</p>	<p>○ 引き続き、「英語教育実施状況調査」において、各都道府県等の学習到達目標の設定状況を把握するとともに、教育委員会を通じて、各学校における学習到達目標の設定を促していく。</p>	<p>文部科学省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	中。		
<p data-bbox="107 300 658 432">&lt; 手続のオンライン化・多言語化 &gt; (7) 法人設立手続等(法人設立登記申請等)のオンライン化、英語対応を促進する。</p> <ul data-bbox="107 496 658 1246" style="list-style-type: none"> <li>・法人設立関連システム等について、費用対効果を考慮した上で、次回システム刷新時に合わせて英語でも対応を行うことを原則とすべきである。</li> <li>・法人設立関連手続に関しては、 2021 年度中に、英語申請ガイドの作成、書式見本の作成等を行う。 オンライン申請手続については、2021 年度中に設立登記申請時の手続で利用される登記情報システムなどに自動翻訳システムを付すことを検討し結論を得る。</li> </ul> <p data-bbox="107 1075 658 1246">なお、手続代行を担う土業等と連携し、登記申請後の労働基準監督署、ハローワーク及び年金事務所への設立届出の円滑な提出を可能とする。</p>	<p data-bbox="685 496 1319 1342">○ について 外国人向けに株式会社及び合同会社の設立手続の流れや、登記申請書の記載事項、添付書面等を記載した申請ガイドを作成するとともに、既存の登記申請書の書式見本（記載例及び様式）を外国人用に一部修正の上、令和4年3月、これらを法務省ホームページに掲載。 &lt; 参考 &gt; ・株式会社の設立手続（発起設立）について <a href="https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00134.html">https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00134.html</a>（日本語版） <a href="https://www.moj.go.jp/EN/MINJI/m_minji06_00001.html">https://www.moj.go.jp/EN/MINJI/m_minji06_00001.html</a>（英語版） ・合同会社の設立手続について <a href="https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00141.html">https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00141.html</a>（日本語版） <a href="https://www.moj.go.jp/EN/MINJI/m_minji06_00003.html">https://www.moj.go.jp/EN/MINJI/m_minji06_00003.html</a>（英語版）</p>	<p data-bbox="1346 496 1957 624">○ について 法人設立手続の申請ガイド等が広く活用されるよう周知に取り組む。</p>	<p data-bbox="1986 300 2130 379">法務省 厚生労働省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	<p>○ について  法人設立手続に関する外国人からの相談や支援を行っている地方自治体や関係団体のほか、自動翻訳や多言語電話通訳サービスの提供事業者などから、自動翻訳システムを付すことを検討するため、ヒアリングを実施。このヒアリング結果を踏まえ、自動翻訳機能を介在させることによって日本語の登記申請書の作成を容易とするシステムの整備を検討したところ、本システムの整備には約 12 億円（5 年間の運用保守費用を含む。）の経費を要することが判明。他方、上記ヒアリング結果に基づき、本システムの利用が見込まれる外国人は、1 年当たり約 650 人であるところ、この数値が令和 2 年における株式会社（85,688 件）及び合同会社（33,236 件）の設立登記件数（118,924 件）に占める割合は約 0.5%。</p> <p>○ これらの計数を前提として費用対効果を考慮した結果、多額の費用を投じて本システムを整備することは困難との結論。</p> <p>○ について  令和 3 年 3 月、社会保険に関する法人設立手続</p>	<p>○ について  対応済み</p> <p>○ 2022 年度以降も引き続き社会保険・労働保険に関する法人設立手続のガイド等の周知に</p>	

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	<p>のガイドを作成し、日本年金機構ウェブページに掲載して周知。</p> <p>&lt;参考&gt; <a href="https://www.nenkin.go.jp/international/japanese-system/employeespension/employee.html">https://www.nenkin.go.jp/international/japanese-system/employeespension/employee.html</a></p> <p>令和3年11月、労働保険に関する法人設立手続のリーフレットを作成し、厚生労働省ウェブページに掲載して周知。</p> <p>&lt;参考&gt; <a href="https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/040330-2.html">https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/040330-2.html</a></p> <p>○ について</p> <p>令和4年2月、外国語対応可能な社会保険労務士による労働社会保険諸法令に基づく法人設立手続に関する業務代行が一層推進するよう、JETROのウェブページ内データベース(日本への進出の支援を求める外国企業向けに外国語対応可能な土業等を検索できる英語のデータベース)について、全国社会保険労務士会連合会を通じて、社会保険労務士に周知。</p>	<p>取り組む。</p>	
<p>(8) 新設法人による在留申請手続の円滑化・迅速化を検討する。</p> <p>・地方自治体や企業の声を踏まえ、以下の点</p>	<p>○ オンライン申請の利用者は、外国人を適正に雇</p>	<p>○ 今後、新設法人を含む所属機関の職員からの</p>	<p>経済産業省 法務省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>について検討する。</p> <p>新たに我が国において開業する外国人材の入国手続の円滑化・迅速化を図る観点から、GビズIDを活用するなどして、新設法人による在留申請手続をオンライン化の対象に追加する。</p>	<p>用している所属機関の職員等に限定されているところ、2022年3月から、新設法人についても、オンライン申請の利用者として追加した。</p>	<p>オンライン申請について、更なる利便性の向上を図るため、GビズIDの活用について検討を進める。</p>	
<p>(9) 新たな法令外国語訳の目標や海外投資家のニーズに応じた優先付け、機械翻訳の活用を通じた迅速化等を内容とする「法令外国語訳整備プロジェクト」を推進する。</p> <p>《2025年度までに少なくとも新たに600本の法令英訳等を公開する。これに加え、翻訳技術の進歩等に応じ、更に400本(合計1,000本)の法令外国語訳の公開を目指す》</p> <p>・2016年度から2020年度までの5年間で500本以上の法令の外国語訳を公開したところ、今後5年間は少なくともこれを100本以上上回る法令英訳等を公開する。翻訳技術の進歩等に応じ、それを更に上回る法令外国語訳(合計1,000本)の公開を目指す。</p>	<p>○ 「法令外国語訳整備プロジェクト」(令和3年度予算額125百万円)の推進の一環として、「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」において示された、2021年度から2025年度までの5年間ににおける数値目標や、重点的に翻訳すべき分野についての要望の実現に向け、以下の取組を実施。</p> <p>・2021年度において81本の法令等を公開(20</p>	<p>○ 「法令外国語訳整備プロジェクト」(令和3年度第一次補正予算額9.9百万円及び令和4年度予算額147百万円)の推進の一環として、翻訳の更なる加速・充実のため、以下の取組を実施する予定である。</p> <p>・機械翻訳(AI翻訳)の活用可能性について引き続き調査・検討を実施</p> <p>・法令外国語訳の取組状況を踏まえ、必要に</p>	<p>法務省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	<p>22 年 3 月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械翻訳(AI 翻訳)の活用可能性について調査・検討を実施。</li> <li>・法令の所管府省庁と調整の上、翻訳原案の作成を法務省が担当するという新たな取組を行い、14 本の翻訳原案の作成を実施。</li> <li>・翻訳の検査を行うネイティブアドバイザーの増員(1 名)に向けて予算要求し、これを実現。</li> </ul>	<p>応じてネイティブアドバイザーの増員を図るなど、更なる人的体制の拡充を検討</p> <p>○ 「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」において示された目標の実現に向け、上記の取組を進める。</p>	
<p>(10) デジタル対日投資ビジネスサポートセンター(デジタルIBSC)において、会社設立等に関する情報アクセスのワンストップ化を図るとともに、英語・オンラインでの相談を実施する。また、Investing in Japan ウェブサイトについてユーザー目線に立って企業関連、政策支援関連情報へのアクセスの改善を図る。《2021 年度から実施》</p> <p>・会社設立、労務関係、在留資格などの投資に伴う相談をオンラインかつ英語で受け付ける「デジタル対日投資ビジネスサポートセンター(デジタルIBSC)」がJET</p>	<p>○ JETROは2021年2月より、会社設立等に関する相談業務のオンライン対応を開始。これにより、拠点設立を目指す外国企業の利便性が向上し、行政書士や税理士等の士業専門家によ</p>	<p>○ 引き続きオンラインでの相談対応を周知することで、本社関係者を含めた幅広いコンサルテーションニーズに対応する。</p>	<p>経済産業省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>ROに 2021 年 2 月に創設された（国外からも利用可能）ところ、投資手続のみならず規制に関する情報提供等も含め、その活用を更に推進する。</p> <p>・ Investing in Japan ウェブサイトについて、日英による投資関連手続に関する解説動画の作成や情報アクセスの 2 クリック化（2 クリックで欲しい情報にアクセス可能にする）、日英によるチャットボットの導入など、ユーザー目線に立った利便性の向上を図る。</p>	<p>る相談件数（2021 年 4 月～2022 年 3 月）は 43 件と前年同期比 21.0%増。</p> <p>○ 2021 年 3 月に J E T R O の Investing in Japan ウェブサイトをリニューアル。4 月以降、調整を加えつつ、効果検証を実施。ウェブサイトを経由した問合せ数のうち、対日投資関心企業からの問い合わせが約 2 倍、具体的な対日投資計画を有する企業からの問い合わせも約 2 倍に増加（対前年比、2021 年 4 月～2022 年 3 月集計ベース）</p> <p>○ ウェブサイト改修により、主要コンテンツのうち「主要産業」や「ジェトロのサポート」を紹介するページへの訪問数は、それぞれ 12 倍、1.5 倍と大きく増加。（対前年同期比、2021 年 6 月～2022 年 3 月集計ベース）</p> <p>○ 2021 年度上半期に各種ウェブマーケティング施策の効果検証を実施。その結果を踏まえ、2021 年度下半期に一層のユーザービリティ向上のための、チャットボットのプレイアアップ、ナビゲーションメニューの改善、ユーザー導線</p>	<p>○ 2022 年度は、ターゲットを設定し、情報ニーズに即して高頻度で情報提供する「戦略的広報」を実施する。また、ウェブサイトへ誘引したユーザーのデータを評価し、有望度に応じてメールの自動配信や人的対応を組み合わせ、フォローアップし、効率的な投資関心企業の発掘施策を進める。</p> <p>○ ウェブサイトのアクセス状況等の定期的な分析やユーザーへの個別ヒアリングなどを通じて、ウェブサイトの利便性向上のための追加調整を継続予定。</p>	

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>・開業等にかかる支援を目的としたワンストップセンターを自治体が設立する際に、外国企業向けの情報提供について J E T R O が自治体をサポートする。設立の際には、登記、税務、社会保険などのオンライン手続を、行政書士などの専門家がサポートしている福岡市開業ワンストップセンターの取組を参考にする。</p>	<p>等の追加調整を継続。</p> <p>○ 対日投資サポートプログラム等を通じて、定期的に各自治体に対して拠点設立支援を含む対日投資関心企業支援に関するノウハウ提供を実施。</p>	<p>○ 自治体からのワンストップセンター設立に向けた支援要請があった場合には、福岡市の事例を参考にしつつ J E T R O がサポートを行う。</p>	
<p>&lt;外国人が生活しやすい環境の実現&gt; (11) 外国語が対応可能な医療機関の増加を始めとする取組を進め、外国人が利用しやすい医療環境の整備を図る。《2025 年度までに多言語での対応が可能な病院数を 1,000 力所以上》</p> <p>・医療機関における外国人患者の受入れ体制について、外国語が対応可能な医療機関の増加、外国人患者の円滑な受け入れに向けたマニュアルの周知を始め、外国人が利用しやすい医療環境の整備を図る。</p>	<p>○ 「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」及び「地方自治体のための外国人患者受入れ環境整備に関するマニュアル」について、2021 年 6 月にそれぞれ改訂版を厚生労働省ホームページにおいて公表。</p> <p>○ 「外国人患者受入れ環境整備等推進事業」(令</p>	<p>○ 「外国人患者受入れ環境整備等推進事業」(令和 4 年度予算額 1,016 百万円)の一環として、都道府県が選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を対象とした医療通訳者等の配置支援や病院団体や地方自治体による団体契約を通じた電話医療通訳</p>	厚生労働省

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	<p>和 3 年度予算額 1,016 百万円)の一環として、都道府県が選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を対象とした医療通訳者等の配置支援や病院団体や地方自治体による団体契約を通じた電話医療通訳の利用支援等を実施するとともに、国による 18 の希少言語に対応した遠隔通訳サービスの提供や外国人患者受入れ医療コーディネーターを養成する研修のオンライン開催等を行い、外国人患者受入環境を整備。</p>	<p>の利用支援を実施するとともに、国による外国人患者受入れに関するマニュアルの周知、希少言語に対応した遠隔通訳サービスの提供や外国人患者受入れ医療コーディネーターの養成研修の開催等を行い、外国人患者受入環境の更なる整備に取り組む。</p>	
<p>(12) 日本語指導を必要とする全ての児童生徒(小学校・中学校)が指導を受けられるようにするなど、外国人児童生徒の教育環境を改善する。《2022 年度までに必要とする全児童生徒が日本語指導を受けられるようにする》</p> <p>・2020 年までに、日本語指導を必要とする全ての児童生徒(小学校・中学校)が日本語指導を受けられるようにする(2014 年度現在約 8 割)としていたが、当初の想定を上回る外国人児童生徒の増加や外国籍児童生徒の母語の多様化といった環境変化も</p>	<p>〇 帰国・外国人児童生徒等の学校への受入促進や日本語指導の充実等のために体制整備に取り組む自治体への支援を実施。(「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」2021 年度予算額 723 百万円)</p>	<p>〇 引き続き、帰国・外国人児童生徒等の学校への受入促進や日本語指導の充実等のために体制整備に取り組む自治体への支援を実施する。(「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」令和 4 年度予算額 951 百万円)</p>	<p>文部科学省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>あり、2018 年度時点で約 8 割となっている。</p> <p>・こうした環境変化に対して必要な体制を計画的に措置するなど、目標達成に向けて取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」において、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施を必須事項とするなど、取組を促進。</li> <li>○ 学校における指導体制の整備充実のため、2026 年度までに日本語指導が必要な児童生徒 18 人に対して 1 人の教員が基礎定数として措置されるよう、義務標準法の規定に基づき着実な改善。</li> <li>○ 独立行政法人教職員支援機構により、学校管理職等を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な指導者養成研修を実施。</li> <li>○ 学校において児童生徒の日本語能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となる「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント～DLA～」及び教育委員会等が帰国・外国人児童生徒等教育に関する研修会を計画する際の参考となる「外国人児童生徒教育研修マニュアル」の普及を実施。</li> <li>○ 外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」において、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施を必須事項とするなど、取組を促進する。</li> <li>○ 引き続き、学校における指導体制の整備充実のため、2026 年度までに日本語指導が必要な児童生徒 18 人に対して 1 人の教員が基礎定数として措置されるよう、義務標準法の規定に基づいた着実な改善を図る。</li> <li>○ 引き続き、独立行政法人教職員支援機構により、学校管理職等を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な指導者養成研修を実施する。</li> <li>○ 引き続き、学校において児童生徒の日本語能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となる「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント～DLA～」及び教育委員会等が帰国・外国人児童生徒等教育に関する研修会を計画する際の参考となる「外国人児童生徒教育研修マニュアル」の普及を実施する。</li> <li>○ 引き続き、外国人児童生徒等教育を担う教員</li> </ul>	

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	<p>力の向上を図るため、大学・教育委員会等の養成・研修で活用することができる「モデルプログラム」の普及を実施。</p> <p>○ 教育委員会等が行う外国人児童生徒等教育に関する施策立案へのアドバイスや教員研修の充実のため「外国人児童生徒等教育アドバイザー」を派遣。</p>	<p>等の資質能力の向上を図るため、大学・教育委員会等の養成・研修で活用することができる「モデルプログラム」の普及を実施する。</p> <p>○ 引き続き、教育委員会等が行う外国人児童生徒等教育に関する施策立案へのアドバイスや教員研修の充実のため「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を実施する。</p>	
<p>(13) ハローワークにおける外国人を雇用する事業主に対する雇用管理のための相談支援や、外国人求職者に対する多言語での相談支援体制を整備する。《2020 年度から継続して実施》</p> <p>・外国人を雇用する事業主に対する雇用管理のための相談支援や、外国人求職者に対する相談支援への対応のため、ハローワークにおける専門相談員や通訳員等の配置等を通じ体制を整備するほか、外国人労働者に対し雇用等に係る情報を迅速かつ正確に提供するため、多言語での情報発信体制を整備する。特に、離職を余儀なくされた外国人求職者等の相談に対して、引き続き、通訳員を配置することにより、職業相</p>	<p>○ 2020 年度に引き続き、外国人を雇用する事業主に対し、外国人労働者の雇用管理状況の確認やその改善のための助言・指導等を行うため、ハローワークへの専門官等の配置等必要な体制を整備。</p> <p>○ 2020 年度に引き続き、ハローワークに専門相談員を配置し、外国人求職者に対する職業相談体制を確保。また、138 か所のハローワークに通訳員を配置したほか、多言語での情報発信体制を整備し、外国人求職者に対する相談支援体</p>	<p>○ 2022 年度以降も引き続き、外国人を雇用する事業主に対する雇用管理のための相談支援等に必要な体制整備に取り組む。</p> <p>○ 2022 年度以降も引き続き、外国人求職者に対する相談支援のため、必要な体制整備に取り組む。</p>	厚生労働省

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
談窓口の体制を整備する。	制を確保。		
<p>(14) 外資系企業からの規制や行政手続に対する要望の受付 (JETRO の IBSC) について、具体的な制度改革につながるよう、機能強化について検討する。《2021 年度に検討》</p> <p>・ JETRO の対日投資ビジネスサポートセンター (IBSC) を、外国・外資系企業からの規制・制度に関する要望や生活面の各種相談等を多言語で受け付ける一元的な窓口と位置付け、「対日投資相談ホットライン」(外資系企業から JETRO に寄せられる規制改革要望を担当府省庁に接続)、「外国企業ヘルプライン」(感染症に関連する相談)などの機能を併せ一体的に運用する。</p>	<p>○ JETRO の IBSC が一元的な窓口として各種機能を一体的に運用することとし、受付インターフェースを整備。</p> <p>○ 問い合わせ目的が明確な外国・外資系企業を対象に、「対日投資ホットライン」、「外国企業ヘルプライン」等は引き続き運用。併せて、外国・外資系企業の声の効果的に集約すべく、JETRO の Investing in Japan ウェブサイト内の全ページに問い合わせ情報を設置。電話・ウェブサイト等、問い合わせルートを問わず、内容に応じて IBSC 内で適切な担当者が相談対応・回答を実施する等、窓口機能を一体的に運用。</p> <p>○ また、JETRO が規制や行政手続に関する要望を受け付けた後についても、関係府省庁の適切な相談先等への接続に時間を要している状況等を踏まえ、関係府省庁側での窓口の明確</p>	<p>○ 引き続き、一元的な窓口として、各種機能を一体的に運営するとともに、デジタルマーケティングツールも活用し、対日投資に関心を有する外国企業をターゲットとする情報発信を実施し、問い合わせ等の増加に向けた取組を実施する。</p> <p>○ 関係府省庁、JETRO における連携体制整備を進め、情報提供を強化する</p>	<p>内閣府 経済産業省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>・既存の「対日投資相談ホットライン」及び「対日直接投資総合案内窓口」(関係各府省庁の対応窓口)の運営状況も踏まえ、外資系企業からの規制や行政手続に関する要望の受付機能の強化について、経済産業省とJETROにて現状と課題の整理を行う。その上で必要に応じて関係府省庁と連携を図りながら、国家戦略特区や規制改革推進会議など関連する既存の仕組みの効果的な利用につながるよう、IBSCの機能強化策について2021年度に検討を進める。</p> <p>・また、規制の適用の有無をあらかじめ確認するグレーゾーン解消制度の周知・活用促進を通じて、外資系企業の当該制度の利用支援を行う。</p>	<p>化をはじめJETROと関係府省庁との円滑かつ迅速な連携に向けた体制の再整理を実施。</p> <p>○ JETRO支援企業を中心とする、日本でビジネスを展開する外資系企業に対し、実態および政策・情報ニーズを把握するためのアンケート調査を年に1～2回実施(調査対象約2,000社)。2021年より、更に広く国内外資系企業の実態・ニーズの把握を実施する観点から、大幅に対象を拡大(約6,600社)してアンケート調査を実施。2022年3月に取りまとめ結果を公表。</p> <p>○ JETROでは、日本国内で事業展開を試みる外国企業等に対してグレーゾーン解消制度、プロジェクト型「規制のサンドボックス」、新事業特例制度の周知・活用促進に努め、これまでに3社からの相談に対して関係省庁等への相談及び面談を実施。</p>	<p>○ 外資系企業向けアンケート調査等にて得られた規制改革につながる情報については、個別にフォローアップ・内容精査の上、ホットラインや対日投資総合窓口を通じた規制・手続の改善につなげる。</p> <p>○ 引き続き外国企業に対してグレーゾーン解消制度、プロジェクト型「規制のサンドボックス」、新事業特例制度の周知・活用促進に努めていく。</p>	
<p>(15)日本に重要な投資を行う外国企業に対して、副大臣が相談を受ける「企業担当制」</p>			<p>内閣府 経済産業省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>を活用する。《2021 年度から実施》</p> <p>・日本に重要な投資をした外国企業が日本政府に相談をしやすい体制を整えることを目的として副大臣等をつける「企業担当制」を引き続き活用する。また、外国企業の規模や投資の額を踏まえ、閣僚レベルでの対応など、トップダウンで迅速な対応にあたる。</p>	<p>○ 2021 年度は、企業担当制の下、厚生労働副大臣と外国企業との面談を 1 回実施(外務省政務が 1 回同席)(2016 年 4 月以降、各省副大臣と外国企業との面談をのべ 25 回実施)</p>	<p>○ 企業担当制については、引き続き相談対応等を行う。</p>	<p>厚生労働省 外務省</p>
<p>(16) 銀行口座、不動産、病院、学校(インターナショナルスクールを含む)など外国人の生活・事業の立上げに資する情報発信を強化する。《2021 年度から実施》</p> <p>・国内主要地域において、口座の取得手続を英語で行える銀行、英語対応が可能な不動産仲介業者、公認会計士・社会保険労務士等、通訳会社、コンサルティング会社など生活や事業の立上げに資する情報の発信について、JETRO のウェブサイト上で掲載機能数の一層の充実化を図る。</p>	<p>○ JETRO の Investing in Japan ウェブサイト内「会社設立の手続き」ページ改訂等により、口座の取得手続きを英語で行える銀行の情報を継続提供。また、外国語対応可能な各種サービスプロバイダーに関する情報提供の一環として、2021 年 12 月に Investing in Japan ウェブサイト内に「Experts Finder」を開設。英語対応が可能な不動産仲介業者、公認会計士・社会保険労務士等、通訳会社、コンサルティン</p>	<p>○ 引き続き関係機関と連携しながら、ウェブサイト内の掲載機能数の充実に向けた取組など、情報提供強化を行う。</p>	<p>経済産業省 文部科学省 金融庁</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>・国際ナショナルスクールに関する情報発信の強化及び調査により得られた課題について対応策を検討する。</p>	<p>グ会社等について情報提供を実施。</p> <p>○ 東京都と連携し、国際金融センターの特設ウェブサイトにおいて、東京都内の国際ナショナルスクールについて情報のリンクを掲載した他、「日本及び主要国における国際ナショナルスクールに関する調査」により、国際ナショナルスクールに関する情報発信の不足や国際ナショナルスクールに対する政府の支援が少ないといった課題を特定。  &lt;参考&gt; <a href="https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20210831_2/20210831_2.html">https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20210831_2/20210831_2.html</a></p> <p>○ JETROの Investing in Japan ウェブサイト上の生活情報の掲載箇所の整理・明確化、および地域進出支援ナビ改訂により、各地域の国際ナショナルスクールの登録の容易化や、ユーザーがより検索しやすいインターフェースに改善  &lt;参考&gt; <a href="https://www.jetro.go.jp/invest/re/gion/">https://www.jetro.go.jp/invest/re/gion/</a></p>	<p>○ 国際ナショナルスクールに関する情報発信の強化、及び、調査により得られた、政府の取組に関する課題について対応策を引き続き検討する。</p> <p>○ 引き続き国際ナショナルスクールの設置状況について情報発信を行う。</p>	
<p>3. 地域の強みを活かした官民連携による投資環境の整備</p>			
<p>&lt;地域投資フォローアップ体制の強化&gt;  (1) 国・自治体のみを構成員とする現在の</p>			<p>経済産業省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>「対日直接投資ブロック会議」の枠組みを拡充し、地域の経済団体や金融機関、アクセラレータ等の参加を得て、対日直接投資の推進策を議論する場を新たに設置する。</p> <p>《2021 年度から実施(自治体の要望に合わせて開催頻度を決定)》</p> <p>・対日直接投資推進ブロック会議は、従来、国・自治体間の対日直接投資関連施策に関する情報の共有にとどまっていたところ、その枠組みを拡充し、国・自治体のほか、地域の経済団体、金融機関、VC、アクセラレータ等の参加も得て、様々な知見を持ち寄り、対日直接投資の推進策を議論する場を、地域のニーズを踏まえつつ新たに設置する。</p>	<p>○ 国・自治体のみを構成員としてきた「対日直接投資ブロック会議」の枠組みを拡充し、地域の経済団体や金融機関、アクセラレータ、有識者等の参加を得つつ、計 8 地域においてオンライン形式、またはリアル・オンラインのハイブリット形式にて拡大版・対日直接投資ブロック会議を実施。</p>	<p>○ 引き続き、地域の課題やニーズを踏まえ、適切な関係者の参加を得てブロック会議を実施する。</p>	
<p>&lt;地域ブランディング強化支援&gt;</p> <p>(2) 地域の誘致の軸となる「キーコンセプト」について、外国企業の視点で検証し、コンサルティング企業の助言を得ながら、キーコンセプトと誘致戦略の高度化を図る「地域ブランディング強化支援事業」を実施する。《2021 年度創設・実施》</p>			経済産業省

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J E T R O がコンサルティング企業等を確保し、外国企業の目線で「ターゲットとして魅力的か」、「その魅力が十分に伝わる P R 方法か」等を確認する。 コンサルティング企業等からの助言を基に、自治体のキーコンセプトを定め、戦略分野（グリーンやデジタル、ヘルスケア等）や受入れ対象の国・地域も含め、誘致戦略の磨き上げを図る。 誘致戦略に基づき、J E T R O が自治体とともにキーコンセプトを对外発信し、外国企業・外資系企業の当該地域への関心を喚起する。</li> <li>・ その際、J E T R O が地域に配置する外国企業誘致コーディネーターが、これをサポートする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2021 年度に「地域ブランディング強化支援事業」を立ち上げ、福岡市で実施したほか、事前調査も 1 件実施。</li> <li>○ 福岡市については、IT、ソフトウェア、デジタルコンテンツを誘致ターゲットとした広報戦略等にかかるコンサルテーションを実施。</li> <li>○ また、事前調査としてアグリテック分野に係る地域資源の整理、外国企業の参入可能性等を調査。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域ブランディング強化支援事業を複数か所で実施予定。</li> </ul>	
<p>&lt;集中的・中長期的な支援の実施&gt;  ( 3 ) 「地域への対日直接投資カンファレンス(Regional Business Conference 事業)」について、地域ブランディング強化支援事業の「キーコンセプト」も活用し、外国企業・外資系企業と自治体・地元企業のマッチングを強化し、複数年度にわたり実施す</p>			経済産業省

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>る。《2021 年度から実施》</p> <p>・政府及び外国・外資系企業双方のニーズを踏まえ設定されたテーマ（ヘルステック等）について、応募自治体と外国・外資系企業が、オンラインでマッチングした結果を踏まえ、対象国内都市での連携や将来的な拠点設立が見込める外国・外資系企業の招へい・視察プログラムや、内外企業間での商談等を実施する。なお、2018 年度～2020 年度で 11 件の事業を実施し、126 社の外国・外資系企業が参加。うち 28 件が拠点設立や協業・連携に向けた協議を継続中。</p> <p>・RBC 事業実施にあたっては、より効果的に各地域をアピールするため、地域ブランディング強化支援事業等により策定される自治体のキーコンセプトを参加外国・外資系企業にインプットする等の活用を行う。</p>	<p>○ 2021 年度は RBC 事業として、ヘルステック、ファクトリーテック、トラベルテックの 3 分野を対象に 8 自治体を採用。2022 年 1 月よりそれぞれの分野でソリューションを有する外国・外資系企業 45 社と日本企業、自治体等とのマッチングを実施し、124 件の面談を実施（2022 年 3 月時点）。</p> <p>○ 2021 年度に「地域ブランディング強化支援事業」を立ち上げ、福岡市で実施したほか、事前調査も 1 件実施。策定されたキーコンセプトや戦略を当該地域の今後の誘致活動に活用。</p>	<p>○ 2022 年度は、ヘルステック分野を中心に、自治体とも連携しつつ、地域企業や大学等とのマッチングを実施予定。</p> <p>○ 地域ブランディング強化支援事業を複数か所を実施予定。</p> <p>○ 2021 年度同様、2022 年度も地域への対日直接投資サポートプログラムへの参加地域を中心に地域ブランディング事業を実施し、キーコンセプトを生かした効果的な RBC 事業等の実施を目指す。</p>	
<p>（４）誘致戦略が明確化し、誘致活動の実行段階に達した重点自治体に対しては、引き続き国内外での誘致プロモーション等の</p>			<p>経済産業省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>支援を集中的・重点的に実施する。《2021 年度実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域への対日直接投資サポートプログラム」の参加自治体としてこれまで 30 の自治体の誘致活動をサポート。</li> <li>・誘致活動に係る自治体職員のスキルアップを目的とした研修を引き続き実施するほか、地域ブランディング強化支援事業等を通じて自治体の誘致基盤を強化する。その上で、誘致活動の実行段階に達した自治体に対しては、RBC 事業や国内外での誘致プロモーションなどを重点的に支援する。さらに、その成果を広く発信し、各地域での対日直接投資受入れの取組を促していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体向けのオンライン研修を 2 回開催するとともに、サポートプログラム参加自治体向けに、外国企業誘致に関する役立ち情報を月 1 回メールで配信。</li> <li>○ RBC 事業をヘルステック、ファクトリーテック、トラベルテックの 3 分野で 8 自治体に対して実施、外国・外資系企業 45 社と 124 件の商談を行ったほか、沖縄県での個別分野の招へい事業を 1 件実施し、国内外資系企業 2 社を招へい。約 30 件の商談を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、自治体向けのオンライン研修の開催、重点自治体への招へい事業や RBC 事業の実施、メール形式での情報提供を組み合わせ、自治体の誘致活動にかかる支援を行う。</li> </ul>	
<p>(5) JETRO が海外企業による地域への投資案件をフォローしつつ、外資系企業向けアンケート調査等から得られた情報を活用して地域も含めた国内への投資の状況を把握する。《2021 年度から実施》</p>			経済産業省

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>・対日直接投資の地域への投資の状況を速やかに把握するため、外資系企業を対象としたアンケート調査を定期的実施する。</p>	<p>○ 国内外資系企業約 6,600 社（有効回答率 20.0%）に対し、「在日外資系企業アンケート調査」を実施。日本のビジネス環境やビジネス計画、国内における協業・連携など、投資状況を把握・分析。</p>	<p>○ 引き続き「在日外資系企業アンケート調査」を実施予定。</p>	
<p>&lt;国内大学と外国・外資系企業等のイノベーション共創強化&gt;  (6)国内の大学及び大学発ベンチャーの技術や研究成果等のシーズと、日本企業・大学との連携・協業を期待する外国・外資系企業や海外大学のマッチング支援等を行う「グローバル・オープン・イノベーション強化事業」について、J-Bridge 等との連携により、機能を強化する。《2021 年度から連携》</p> <p>・国内の大学を拠点として外国・外資系企業や海外大学との連携・協業を強化するため、国内の大学とJETROが密に連携し、国内の大学及び大学発ベンチャーの各種技術や研究結果などのシーズと、日本企業・大学との連携・協業を期待する外資系</p>	<p>○ 東北大学、京都大学、徳島大学において、大学及び大学発ベンチャーの約 50 案件を継続支援。アカデミアとの連携・協業を期待する外国企業と 20 件マッチングを行い、具体的な連携に向け協議中</p>	<p>○ 外国企業と国内各地域の大学や大学発ベンチャー等との連携を促すプログラムを組成する。</p>	<p>経済産業省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>企業・大学とのマッチング支援などを行う「グローバル・オープン・イノベーション強化事業」を J-Bridge 等との連携により、機能を強化する。</p>			
<p>&lt;テレワーク環境・デジタル環境の整備&gt; (7) サテライトオフィス等の施設整備・運営等、地方創生に資するテレワーク・ワーケーション・二地域居住等の推進や地方におけるデジタル環境の整備により、「新たな日常」の定着を図り、地方への新たな人の流れの創出、東京一極集中の是正に向けた自治体の取組を加速させる。また、遠隔医療等を活用し地方の医療環境の改善を図る。《2021 年度から本格実施》</p> <p>・地方創生テレワーク交付金、財政投融資や補助金の活用によりサテライトオフィスの整備等を支援する。</p>	<p>○ 地方創生テレワーク交付金（予算額 10,000 百万）について、全国で 206 件、約 5,500 百万を採択し、計 345 施設を対象としたサテライトオフィス整備や利用促進等を行う自治体の事業を支援。</p> <p>○ 「新たな旅のスタイル」促進事業（予算額 504 百万円）の一環として、ワーケーション等の送</p>	<p>○ 令和 3 年度補正予算にて、地方創生テレワーク交付金の後継となる、デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）を創設（予算額 20,000 百万円の内数）。令和 4 年 1 月に申請を受け付け、審査を経て、令和 4 年 4 月に交付決定予定。</p> <p>○ ワケーション推進事業（予算額 325 百万円）の一環として、ワーケーション等に関心の高</p>	<p>内閣府 国土交通省 総務省 厚生労働省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	<p>り手となる企業の制度導入と受け手となる地域の受入環境整備を目的として、企業 40 社と地域 40 か所を対象にモデル事業を実施。また、広く国民全体の気運醸成に資する情報発信を行うとともに、2021 年 9 月と 12 月、2022 年 3 月に有識者、経済団体、自治体、関係省庁等から成る</p> <p>「新たな旅のスタイル」に関する検討委員会を開催。</p> <p>&lt;参考&gt; <a href="https://www.mlit.go.jp/kankocho/category01_000111.html">https://www.mlit.go.jp/kankocho/category01_000111.html</a></p> <p>○ 「都市構造再編集集中支援事業」(令和 3 年度当初予算額 70,000 百万円の内数)の一環として地方都市の中心市街地の生活圏等におけるテレワーク拠点施設(コワーキングスペース等)の整備について支援。</p> <p>○ 「都市再生整備計画事業」(令和 3 年度当初予算額(社会資本整備総合交付金)631,128 百万円の内数)の一環として観光等地域資源活用に取り組む地区におけるワーケーション拠点施設(コワーキングスペース等)の整備について支援。</p> <p>○ 「官民連携まちなか再生推進事業」(令和 3 年</p>	<p>い企業と地域を対象に、双方の体制整備や効果検証等を目的としたモデル事業を実施するとともに、企業側の制度導入をさらに促進するため、企業の経営者層を対象としたワーケーション等の体験会等を実施予定。これらの取組を通じて、地方の投資先としての魅力の向上につなげる。</p> <p>○ 「都市構造再編集集中支援事業」(令和 4 年度予算額 70,000 百万円の内数)にて、同様に支援を予定。</p> <p>○ 「都市再生整備計画事業」(令和 4 年度予算額(社会資本整備総合交付金)581,731 百万円の内数)にて、同様に支援を予定。</p> <p>○ 「官民連携まちなか再生推進事業」(令和 4 年度予算額 344 百万円の内数)にて、同様に支</p>	

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	<p>度当初予算額 510 百万円の内数)の一環として既存ストックや地域資源を活用し、まちなかウォークアブル区域等においてコワーキング・交流施設等の整備を支援。</p> <p>○ 「まちづくりファンド支援事業」(令和3年度当初予算額 450 百万円の内数)の一環として老朽ストックを活用したテレワーク拠点やグリーン・オープンスペース等の整備に対してファンドを通じ金融支援を実施。</p> <p>○ テレワーク普及展開推進事業(令和3年度当初予算 258 百万円)の中で、テレワーク導入のための専門家による無料相談や社労士会等と連携した地域の中小企業・団体のテレワーク導入支援などを行うほか、テレワーク月間においてテレワークの先進事例の表彰及び公表を実施。また、「ポストコロナ」時代におけるテレワークの在り方検討タスクフォース」( 1 )を2021年4月に立ち上げ8月に提言書を公表し、2021年11月には提言書を踏まえ、「日本型テレワーク」の実現に向けて、「ポストコロナ」時代におけるテレワーク定着アドバイザーボード」( 2 )を立ち上げ。</p> <p>( 1 ) <a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosi">https://www.soumu.go.jp/main_sosi</a></p>	<p>援を予定。</p> <p>○ 「まちづくりファンド支援事業」(令和4年度予算額 100 百万円の内数)にて、同様に支援を予定。</p> <p>○ テレワーク普及展開推進事業(令和4年度当初予算 261 百万円)の中で、関係省庁と連携したテレワーク導入のための無料相談等の支援を行うほか、テレワーク月間における表彰や参加型のテレワークイベントを予定している。また、「ポストコロナ」時代におけるテレワーク定着アドバイザーボード」において、テレワークについて検討を行っていく。</p>	

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>・都道府県を通じて、遠隔医療(遠隔病理診断・遠隔画像による診断及び助言・在宅患者に対する遠隔診療)の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等の整備に対する補助を実施する。</p>	<p>ki/kenkyu/post-corona_digital/index.html ( 2 ) https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000320.html</p> <p>○ 情報通信利用促進支援事業費補助金( 地域サテライトオフィス整備推進事業 ) 予算額 70 百万円)として、他人の用に供するサテライトオフィスの整備事業の費用を地方公共団体等に助成し、令和3年度4件を採択。</p> <p>○ 「遠隔医療設備整備事業」(令和3年度予算額600百万円)において、遠隔医療の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等の整備に対する補助を実施。</p>	<p>○ 引き続き、「遠隔医療設備整備事業」(令和4年度予算額400百万円)を実施し、遠隔医療の推進を図る。</p>	
<p>( 8 )スマートシティの実装の推進や国家戦略特区を通じた対日直接投資やビジネス環境の整備を進める。《スマートシティの実装数(技術の実装や分野間でデータを連携・接続する地方公共団体・地域団体数:100程度(2025年))》</p> <p>・イノベーションを促進する観点から、ICT等の新技術の利活用を円滑化する事業</p>	<p>○ スマートシティガイドブック(2021年4月公開)を活用し、スマートシティの取組の意義や</p>	<p>○ SIP 第2期「ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」の一環としてスマー</p>	<p>内閣府 総務省 経済産業省 国土交通省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>環境の整備を加速させる。</p> <p>・スーパーシティにおけるデータ連携基盤の構築を推進するとともに、官民連携により、広域連携・多核連携の核となるスマートシティの実装を更に推進する。</p>	<p>進め方、取組の促進のための普及展開活動を実施。</p> <p>&lt;参考&gt; <a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20210412scity.html">https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20210412scity.html</a></p> <p>○ SIP 第 2 期「ビッグデータ・AI を活用したサイバー空間基盤技術」の一環として「スマートシティ・アーキテクチャの社会実装加速のための高度化検証・研究事業」にてスマートシティの分野間・地域間や広域での連携を促進するため、スマートシティリファレンスアーキテクチャの改訂のための課題整理のための調査等に着手。</p> <p>○ 2021 年 8 月、「スマートシティ合同審査会」を開催し、スマートシティ関連事業の 4 府省 5 事業の合同審査を行い、全 97 地域、提案 119 件の応募の中から、62 地域、74 事業を選定。スマートシティの実装数は 33 (2021 年 3 月時点)</p> <p>&lt;参考&gt; <a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/r3_smartcity_jigyou.html">https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/r3_smartcity_jigyou.html</a></p> <p>○ スーパーシティ / スマートシティのデータ連携等に関する検討会等において議論。</p>	<p>トシティの分野間・地域間や広域での連携を促進に向けたスマートシティリファレンスアーキテクチャの改訂のための課題を整理するとともに、スマートシティガイドブックを改訂し、その普及により官民データ連携を推進する。</p> <p>○ スーパーシティ / スマートシティのデータ連携等に関する検討会等における議論を踏まえ、スーパーシティにおけるデータ連携基盤の構築を推進するとともに、スマートシティを軸にした多核連携を加速するため、2022 年 4 月以降、スマートシティ関連事業の公募を実施し、「スマートシティ合同審査会」による関連事業の選定等を通じ、スマートシティサービスの導入等を推進する。これらを通じ、スマートシティの実装数を 2025 年度 10</p>	

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>・2020年作成のスマートシティのセキュリティガイドラインの展開を進め、スマートシティ構築におけるセキュリティの担保を支援する。</p> <p>・国内外の標準の専門家等と連携して、スマートシティに関連する国際標準の活用を推進する。</p>	<p>&lt;参考&gt; <a href="https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/supercity_kentoukai.html">https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/supercity_kentoukai.html</a></p> <p>○ 官民連携プラットフォームを通じた自治体と民間企業のマッチング支援や、先行事例の横展開・普及展開活動を実施。</p> <p>○ 総務省にて2020年に策定した「スマートシティセキュリティガイドライン」を改定し、第2.0版を2021年6月に公表。 &lt;参考&gt; <a href="https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01cyber01_02000001_00115.html">https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01cyber01_02000001_00115.html</a></p> <p>○ 標準活用推進TFにおいて、スマートシティ分野でのWG設置や、戦略の策定等の検討。</p> <p>○ 2021年11月～2022年2月、「スマートシティTF SWG」(非公開)において、スマートシティリファレンスアーキテクチャーに関する国際標準化に関して議論(計4回開催)。有識者からは、日本の強みとなる都市データの活用に関する標準提案や、国内外の体制構築等について意見あり。</p>	<p>0程度とする。</p> <p>○ 2022年度のスマートシティ関連事業の公募に際し、「スマートシティセキュリティガイドライン」に基づいたセキュリティの確保状況について記載を求める。</p> <p>○ 2022年度以降も引き続き、スマートシティリファレンスアーキテクチャーの国際標準提案についての議論を進めるとともに、国内外の体制構築について検討を進める。</p>	

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>・引き続き、国家戦略特区を通じた規制改革を推進し、対日直接投資受入れの環境整備を進める。</p>	<p>○ 国家戦略特区において、規制の特例措置の創設および特例措置の全国展開に取り組むことにより規制改革を進めるとともに、国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業等を活用。</p>	<p>○ 引き続き、国家戦略特区における規制改革に一層積極的に取り組み、併せて、国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開を進める。</p>	
<p>&lt;観光資源活用支援、インバウンド活性化&gt; (9) 宿泊施設や公共交通機関における受入れ環境整備の取組を支援し、感染症の影響が落ち着いた後の観光需要の回復に向けた基盤を整備するとともに、税関手続における電子ゲート等の最先端技術を導入・拡充し、訪日外国人等に対する迅速かつ円滑な通関を実現する。《2021 年度から本格実施》また、I Rの整備等を通じた、国際的な MICE ビジネスの展開及び長期滞在に対応した訪日外国人旅行を促進する。</p> <p>・宿泊施設や公共交通機関における感染症対策を推進するとともに、宿泊施設や公共交通機関における受入れ環境整備の取組等を支援しつつ、感染が落ち着いた国・地域から観光客を試行的に受け入れる実証事業を実施し、観光需要の回復に向けた反攻勢の基盤を整備する。</p>	<p>○ 宿泊施設や公共交通機関における感染症対策を推進するとともに、多言語対応や無料 Wi-Fi 整備等の受入れ環境整備の取組等を支援。</p> <p>○ 実証事業については、モニターツアーの実施に向けて準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症拡大による水際措置の強化を受けて、外国人の新規入国停止等の措置が執られたこ</p>	<p>○ 引き続き、宿泊施設や公共交通機関における多言語対応や無料 Wi-Fi 整備等の受入れ環境整備の取組等の支援を行う。</p> <p>○ 国内外の感染状況等を見極めながら、モニターツアーを実施する予定。</p>	<p>国土交通省 財務省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>・段階的回復が見込まれる訪日外国人等に対して、税関手続における電子ゲートの導入・拡充等、最先端技術を活用し、非接触で、より一層ストレスフリーな旅行を実現し、経済活動の後押しと感染症対策の両立を図る。</p>	<p>とから、実施を見合わせている状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2021 年度においては、税関検査場電子申告ゲートを羽田空港等 7 空港で運用するとともに、さらなる旅客の利便性向上のためオンライン方式による電子申告を可能とすべく「税関申告 WEB」の運用を開始。(国際観光旅客税財源観光振興費予算額 530 百万円)</li> <li>○ IR については、「特定複合観光施設区域整備法(平成 30 年法律第 80 号)」に基づき、2021 年(令和 3 年)7 月にはカジノ事業等の規制に必要な事項を定める「カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則(令和 3 年カジノ管理委員会規則第 1 号)」など関係の規則を制定。また、同年 10 月 1 日より、特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令(令和 2 年政令第 365 号)に基づき、区域整備計画の認定申請期間を開始、誘致を目指す各地方自治体において、事業者の選定や計画の申請に向けた所要の準備を実施。</li> <li>○ コンベンションビューロー支援事業において、3 都市の MICE 誘致組織(コンベンションビューロー)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2022 年度においては、迅速な通関による利便性の向上のため、空港等における入国旅客の受入環境を整備する。具体的には、税関検査場電子申告ゲートの更なる利便性向上を図るとともに、利用拡充に努める。(令和 4 年度国際観光旅客税財源観光振興費予算額 400 百万円)</li> <li>○ IR については、カジノに対する様々な懸念に万全の対策を講じつつ、日本の MICE ビジネスの国際競争力の向上、魅力ある滞在型観光の促進、国内各地の魅力発信や国内各地への送客に資する施設が整備されるよう、「特定複合観光施設区域整備法(平成 30 年法律第 80 号)」に基づき、所要の手続を進める。</li> <li>○ コンベンションビューロー支援事業において、3 都市程度の MICE 誘致組織(コンベンションビューロー)</li> </ul>	

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	<p>ーロー)を支援対象として、コンサルタントを派遣し、国際会議の誘致戦略の立案をはじめとしたトレーニング・コンサルティング等の支援。(予算額 18 百万円)また、海外からのインセンティブ旅行に関わるコンベンションビューロー等機能高度化事業(予算額 13 百万円)において、海外からのインセンティブ旅行の受入先となり得る自治体やコンベンションビューロー等を支援都市として5か所を選定し、コンサルタントを派遣した上で、誘致戦略の立案の支援をはじめ、都市特有の状況を含めたトレーニング・コンサルティング等を支援。</p>	<p>ョンビューロー)を支援対象として、コンサルタントを派遣し、国際会議の誘致戦略の立案をはじめとしたトレーニング・コンサルティング等の支援を行い、国際会議等の MICE 誘致・開催を促進する。(予算額 18 百万円)また、海外からのインセンティブ旅行に関わるコンベンションビューロー等機能高度化事業(予算額 14 百万円)において、海外からのインセンティブ旅行の受入先となり得る自治体やコンベンションビューロー等を支援都市として 2~3 か所程度を選定し、コンサルタントを派遣した上で、誘致戦略の立案の支援をはじめ、都市特有の状況を含めたトレーニング・コンサルティング等の支援を行う。加えて、これまでに支援を行ったコンベンションビューローから 2~3 か所を選び、ファムトリップを実施する。</p>	
<p>&lt; 農業分野における海外スタートアップ等との協業・M &amp; A 推進 &gt; (10) 我が国の農業従事者又は農業機械関係などの日本企業と、海外のアグリテック・フードテック分野等のスタートアップ、研究機関、大学とのマッチングイベントを開</p>			<p>農林水産省 経済産業省</p>

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>催する。《2021 年度から実施》</p> <p>・我が国農業のDX等による生産性の向上を図るため、J-Bridge を活用し、海外企業・大学関係者と国内の先進的な農業機械関連企業等とのマッチングイベントを開催する。</p> <p>・産学官が連携したオープン・イノベーションの取組(「知」の集積と活用)や国際</p>	<p>○ J-Bridge において、ASEAN 等でピッチイベント等を開催し、アグリテック・フードテック分野の現地スタートアップ等を J-Bridge 会員日本企業に発信すると共に、会員企業の個別ニーズに応じた現地スタートアップ等の発掘・商談設定等の支援を実施。また、イスラエル、マレーシアで実施した戦略策定・面談設定等一貫支援プログラムに、同分野での協業等を目指す会員企業が参加。これらを通じ、アグリテック分野に関心を持つ日本企業と海外スタートアップ等の協業等に向けた案件を複数支援。</p> <p>○ 上記の取組のほか、「アジア DX 等新規事業創造支援事業」(再掲)において、ブルネイでのコンテナ型栽培技術の開発、マレーシアでのドローンを活用したオイルパーム病気感染木の早期発見、インドでのヤシ農家生産性向上、高付加価値プラントベースミート産業創発等の計48 件の実証事業を支援。</p> <p>○ 在京大使館と「知」の集積と活用)との共催によるイベントを6回開催(ベトナム、ポーラ</p>	<p>○ アグリテック・フードテック分野でのピッチイベントや会員企業の個別ニーズに応じた海外企業発掘、面談設定等の支援を実施する。加えて、「インド太平洋地域におけるDX等を通じた社会課題解決型のビジネス共創促進事」(再掲)においてASEAN、インドにおける同分野を含む実証事業を支援予定。</p> <p>○ 引き続き、在京大使館との共催イベントや、「アグリビジネス創出フェア」等を通じて、</p>	

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>的な展示会等により生み出された協業の有望案件については、国内の農業現場での活用方策を検討する。</p>	<p>ンド、ベルギー、デンマーク、ニュージーランドおよびハンガリーの在京大使館と各々1回ずつ)。日本企業と当該国から各々最新の農林水産・食品関連技術の紹介を行うとともに、将来的な共同研究の可能性を議論する場を提供。現在、マッチングの可能性のあるものとしては2件あり、日本の大学や民間企業が共同研究の可能性について議論を進めているところ。</p> <p>○ 協業の有望案件の創出に向けて、「アグリビジネス創出フェア 2021」(令和3年11月24日～26日開催、主催：農林水産省)に「知」の集積と活用の場に参画している在京大使館を招待し、展示技術を紹介。</p>	<p>相手国の関心に応じて日本企業等の最新技術を紹介する(令和4年度関連予算:「知」の集積と活用の場によるイノベーションの創出 3,968百万円の内数)。</p>	
<p>&lt;福島県への外国・外資系企業の誘致&gt; (11) 福島県における各種優遇施策を活かし、外国・外資系企業の投資を呼び込むため、JETRO等海外企業誘致に関わる関係機関と連携して、「福島復興・海外企業誘致促進連絡会議」において具体的な案件形成に向けた誘致戦略の策定を検討し、誘致体制の整備やイベント等を実施する。《2021年度から実施》</p>			復興庁

項目	2021 年度の取組	2022 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>・福島県内の特定の地域においては、他にはない各種の優遇施策が設けられているが、外国・外資系企業にこのような施策が十分に認知されていない。</p> <p>・このため、JETRO等外国企業誘致に関わる関係機関をメンバーとして設置された「福島復興・海外企業誘致促進連絡会議」において具体的な案件形成に向けた誘致戦略の策定を検討する。また、同戦略に基づき、これら関係機関と連携して、外国企業等に対して施策等の周知等を図るとともに、福島県において外国・外資系企業等を招へいし、マッチングイベント等を開催する。</p>	<p>○ 2021年4月、JETRO等海外企業誘致に関わる関係者と、「福島復興・海外企業誘致促進連絡会議」を開催し、誘致体制を整備するとともに、福島県での誘致戦略を策定。</p> <p>○ 上記に基づき、JETRO等関係機関と連携し、外国・外資系企業等を招聘したマッチングイベントであるイノベーション創出型「結の場」をオンラインにて計2回開催。当該イベントにより、外国・外資系企業に対し、福島県における各種優遇施策を周知するとともに、外国・外資系企業等と福島県内立地企業との共同研究等に関するマッチング実施。その結果、外国・外資系企業については1件のマッチングが実現。それ以外の可能性についても引き続きフォローアップを実施中。</p>	<p>○ 2022年度においても、「福島復興・海外企業誘致促進連絡会議」を開催し、誘致戦略を踏まえつつ、昨年度事業の振り返りや今年度の事業方向性等について、情報共有等を行う予定。</p> <p>○ また、2022年度においても、外国・外資系企業等を招聘したマッチングイベントであるイノベーション創出型「結の場」を計2～3回程度開催予定。</p>	